

くらしの

鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.20

困ったときは、早めに相談を

生活・消費相談センター
(市役所3階 広報情報課内)
毎週月～金曜日 8:30～17:15
※祝日は除く
電話 21-6682

消費者を守る法律が強化されました

特定商取引法と割賦販売法が改正され、平成21年12月から訪問販売などのルールが変わりました。主な改正点は次のとおりです。

①規制の抜け穴を解消

- これまでは、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売での規制対象は個別に商品を指定する指定制度でしたが、原則全ての商品や役務が対象となります。クーリング・オフも指定制度はなくなり、原則全ての商品や役務が対象となります。ただし、自動車、葬儀、使用した消耗品、3千円未満の現金取引などには適用されません。

②訪問販売規制の強化

- 訪問販売で、契約を締結しない旨の意思表示をした消費者に対しては、勧誘することが禁止されました。
- 訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入した場合は、1年間は契約解除ができるようになりました。

③クレジット規制の強化

- 訪問販売業者等がうその説明による勧誘をした場合は、個別クレジットの契約を取り消して、既に払ったお金の返還請求もできるようになりました。
- クレジット会社に消費者の支払能力調査を義務づけ、消費者の支払能力を超えるクレジット契約が禁止されました。

④通信販売の規制の強化

- 通信販売で返品表示がされていない場合、8日以内であれば送料を消費者負担で返品できるようになりました。
- 電子メール広告の送信は、消費者があらかじめ承諾するか、請求しない限り原則禁止となりました。

詳しくは、生活・消費相談センターにご相談ください。

広報 いずも 第118号

2月は第2水曜日・第4木曜日発行
発行日:平成22年(2010)2月10日
発行:出雲市

編集:広報情報課
〒693-8530 出雲市今市町70
TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509
Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp
出雲市のホームページ
<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212
佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444
多伎支所 TEL86-3111

固定資産税・都市計画税第4期
国民健康保険料第8期、
後期高齢者医療保険料第8期
介護保険料第6期の納期は

2月16日(火)～

3月1日(月)です。

期限までに忘れず納めましょう

●市民税課(TEL21-6703)●